「神戸市・芦屋市との一般廃棄物の広域処理」に関する意見募集手続きについて

**１　趣旨**

　　一般廃棄物処理施設において、効率的にごみを焼却し発電を行うためには、一定の施設規模が必要である。地球温暖化対策及び人口減少や資源化の進展に伴うごみ量の減少等への対応として、複数の自治体によるごみの共同処理の必要性が高まっている。

こういったなか、芦屋市からの要請を受けて、両市でごみの広域処理を行うための協議を進めてきたが、基本的な考え方等を取りまとめたことから、任意の意見募集手続きを行う。

**２　意見募集の方法等**

(1) 意見募集期間

令和6（2024）年9月19日（木）から10月18日（金）まで

(2) 資料の閲覧

意見募集期間中、次の場所で閲覧に供します。

・環境局環境企画課

・市長室市民情報サービス課

・各区役所地域協働課、須磨区役所北須磨支所、西区役所玉津支所

※　上記のほか、神戸市ホームページにおいて閲覧に供します。



詳細はこちら

(3) 意見の提出先及び提出方法

・提出先　　：　環境局環境企画課

・提出方法　：　郵送、FAX（078-595-6240）、直接持参

電子メール（chosei-kikaku@office.city.kobe.lg.jp）

神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出のいずれか

**３　意見募集後の予定**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和6（2024）年 11 月 | 常任委員会へ報告 |
| 令和7（2025）年 2 月～ | ２市間協議書に関する議案の審議  ２市間協議書締結 |
| 令和7（2025）年度以降 | 芦屋市の広域連携に必要な施設等の整備 |
| 令和12（2030）年度以降 | 広域処理開始 |